

ライセンス発行・ 管理機関について(案)

平成23年4月26日

新コンテンツ権利保護方式推進委員会

1. 目的

□ 設立の目的

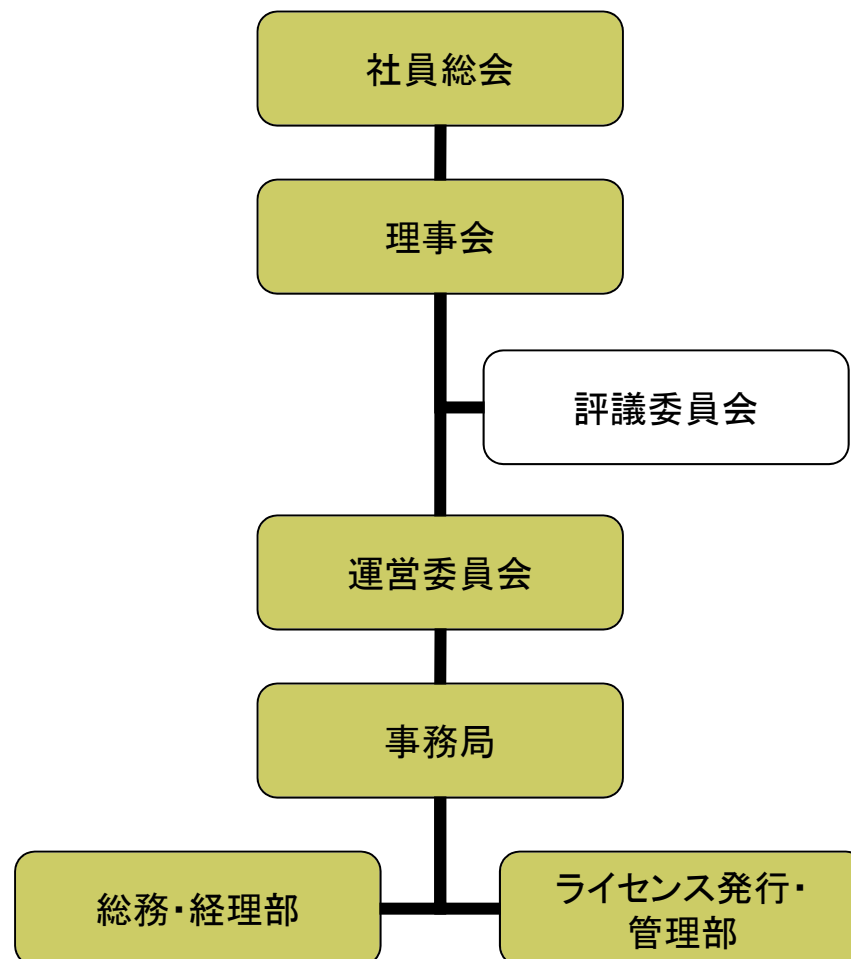
ライセンス発行・管理機関(仮称)は、地上デジタルテレビジョン放送のコンテンツ権利保護のための新権利保護方式の運用・管理を通じて、多様化するデジタル受信機ニーズに的確に対応することにより、デジタル放送の発展に寄与することを目的とする。

2. 組織・体制—組織図

- 法人格
 - 一般社団法人(新設)。
 - 法人の名称は検討中。

- 組織
 - 社員総会、理事会、運営委員会、評議委員会、事務局で構成(名称は仮称)。

- 事業所の所在地
 - 東京都内を想定。



2. 組織・体制－人員構成

- 会員(設立当初)
 - 日本放送協会(NHK)、TBSテレビ、日本テレビ放送網、テレビ朝日、フジテレビジョン、テレビ東京(以上6社)。
 - 設立当初の半年間(暫定期間)に、改めて会員の募集を行う。

- 理事(非常勤:任期2年)
 - 設立当初は、NHK及び在京民放5社から選任予定。
 - 上記理事は暫定期間における任命であり、新会員の参画後、新体制下で見直す。

- 監事(非常勤:任期2年)
 - 民放連からの推薦者を想定。

- 運営委員会(仮称)
 - 設立当初は、NHK及び在京民放5社から選任予定。
 - 運営委員会の下に、「技術委員会(仮称)」と「業務委員会(仮称)」を置く。

- 評議委員会(仮称)
 - 有識者から数名程度選任(候補者は、評議委員会の位置づけ、役割を考慮し、要検討)。

- 事務局
 - 実務者3名(NHKと民放から各1名、総務・経理担当は経験者を採用予定)。
 - 補助員1名。

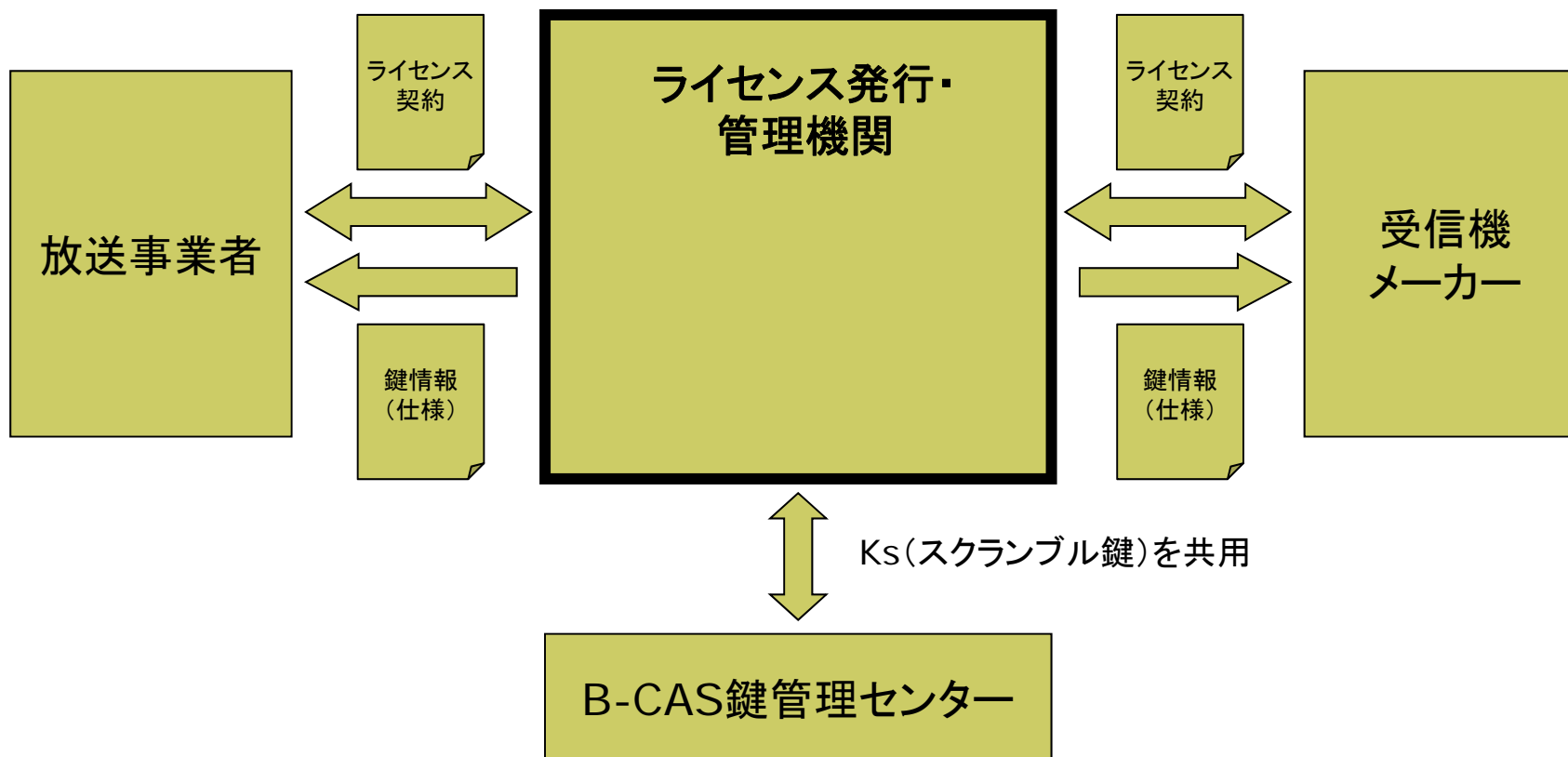
2. 組織・体制－意思決定体制の権限と機能

- 社員総会
 - 社員総会は、定款で別に定めるもののほか、本機関の運営に関する重要な事項を議決する。
- 理事会
 - 理事会は、定款で別に定めるもののほか、下記事項を決議する。
 - ① 社員総会に付議すべき事項
 - ② 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③ その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 運営委員会(仮称)
 - 運営委員会は、理事会の諮問に応じて下記事項を審議し、必要な提言を行う。
 - ① 著作権保護を担保するための技術方式の利用に関する事項
 - ② 秘密情報漏えい・不正受信機の検証及び対策に関する事項
 - ③ 損害賠償金の徴収、配分等に関する事項
 - ④ 新方式に関する委託先との契約に関する事項
 - ⑤ 新方式に関する予算・決算に関する事項
 - ⑥ その他の重要事項
- 評議委員会(仮称)
 - ライセンス発行・管理機関の公共性、非営利性を担保するため、評議委員会を置く。
 - 理事会は、次の事項に関する決定又は議決を行おうとするときは、評議委員会に諮問しなければならない。
 - ① ライセンス発行・管理機関の公共性、非営利性を担保するために必要な事項
 - ② 重大なコンプライアンス違反が発生した際の調査、再発防止策、処分に関する事項
 - ③ ライセンス契約に関する不服申し立てに対する判断又は決定に関する事項

3. 事業計画－事業内容

- 新権利保護方式に係る鍵情報のライセンス発行
- 新権利保護方式の鍵情報の管理、更新及びデータベースの運用
- 新権利保護方式に係る秘密情報漏えい・不正受信機の調査、検証及び対策
- 新権利保護方式の周知・広報
- 上記業務に付帯する業務

3. 事業計画ーライセンス発行・管理機関相関図



3. 事業計画－収支計画、導入時期

□ 主な収入想定

- 会費ならびに運営経費等の負担のあり方を含め、要検討。
- ライセンス契約事務手数料(実費相当)。
- 受信機動作確認テスト(オフライン検証、実費相当)。
- テストストリームの提供費用(実費相当)。
* ライセンス契約に基づく方式利用許諾に対する対価は考えていない。

□ 費用

- 新法人の当面の運営費は在京6社で負担。
- システム構築に必要な費用は別途。

□ 導入目標時期(想定)

- 平成23年7月から1年以内を目処に導入予定。

【参考1】「情報通信審議会」中間答申（概要） 抜粋（1）

1. 基本的な考え方

- ①地上デジタル放送の円滑な移行に向けては、以下の観点から、利用者に対し「B-CAS」と並ぶ新たな選択肢を拡大することが望ましく、可能な限り早期に、選択肢の具体化と、その導入を図る必要がある。
- (1)コンテンツ保護に係る新たな選択肢が追加され、デジタル受信機の多様化が進むことにより、視聴者にとっての選択肢が拡大し、利便性の向上が期待。
- (2)これまでの当審議会の議論を踏まえ、手続きの透明性等に配慮した、新たなコンテンツ保護の仕組みの導入が望ましい。
- ②具体的には、以下の二つの方向性で、新たな選択肢の検討・導入が進むことが必要。
- (1)B-CASカードの小型化、事前実装
- (2)コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべてに対し、「コンテンツ保護に係る技術仕様」の開示を制限しない方式。
- ③上記②の(1)は、既に民間ベースで具体的な取組が開始されており、これがさらに加速・推進されることが期待。上記②の(2)については、これまでの当審議会における議論を踏まえ、下記に示すような諸前提に配慮して検討・導入を図ることが必要。

技術

- ① 地上デジタルテレビジョン放送におけるコンテンツ保護のためのエンフォースメントを目的。
- ② 受信機ユーザーの利便性を確保した方式。
- ③ Ks, Kw, Kmの3重鍵方式。
- ④ 既に市場投入されている約5000万台の受信機との互換性を確保するため、現行Ksを利用する方式。
- ⑤ B-CASとは独立した方式。(サイマルクリプト方式)
- ⑥ 早期に仕様の策定、送信機設備の改修、受信機の市場への導入が可能であり、効率的な運用を行うことが可能な方式。
- ⑦ 専門知識を有する技術者が時間と労力を使わない限り、迂回、改ざんなどを行うことができないレベルのセキュリティが確保された方式。
- ⑧ 以下のような、デジタル放送に係る諸法令やルールとの整合性がとれた方式
 - ・電波法等の関連諸規定、「規制改革推進のための三か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）等の閣議決定中「受信確認メッセージ」などデジタル放送関連部分
 - ・ARIBやDpa等の機関が策定・公表しているデジタル放送に係る標準方式

契約

- ① 新方式の運用に重要な役割を果たすライセンス発行・管理機関については、基幹放送に係る公共的な業務に関与することにかんがみ、組織・運営上の透明性が確保されることが重要であり、独禁法等関係諸法令の遵守や、非営利性の確保等に配慮した運営が必要。
- ② 新方式については、「コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべてに対し、コンテンツ保護に係る技術仕様の開示を制限しない」方式であることから、受信機実装に必要な秘密情報が漏えいする一定のリスクの存在を前提として、諸条件を検討することが必要。
- ③ 基幹放送の運用に係る契約であることにかんがみ、善意の視聴者に影響を与えるような運用上のオペレーションは行わないことを前提とした検討が必要。
- ④ コンテンツ保護に係るルール(受信機実装に関する一定のセキュリティレベルの確保や、受信機の機能要件等)の遵守義務違反に伴う措置が、善良な受信機メーカーにとって過大とならないよう配慮が必要。
 - ・故意(※)による違反の場合は、契約破棄や損害賠償、差止請求等を行う。
 - ・過失による違反の場合は、何らかの改善を行うような努力目標を課す。
 - (※不正・無反応受信機であることを宣伝したり、公然と販売・流通させている場合など)

【参考1】「情報通信審議会」中間答申(概要) 抜粋(2)

2. 今後の進め方と目標～具体的なプロセス

- ① 「技術規格の開示を制限しない、新たな方式」(以下「新方式」という。)については、2011年7月24日のデジタル全面移行の時期までに、可能な限り早期に運用が開始されることが望ましい。
- ② 今後の進め方として、新方式の運用開始を目指し、まずは技術と契約によるエンフォースメントにより対処できる範囲の検討を進め、新方式の内容の早期明確化を図る。その後、新方式の運用開始までに、適切な場で、現行法制度の実効性を検証した上で、補完的制度の要否を含め検討を開始し、進める。
- ③ 具体的には、下記のプロセスにおいて、関係者がスケジュールを共有し、導入に向けた動きを加速・推進していくことが期待される。具体的なプロセスを進めていくにあたっては、新方式の早期導入が、今般の検討に参加した構成員全員のコンセンサスであることにかんがみ、基本的には、放送事業者、メーカー等関係者全体が協同して進めていくこととする。
- ④ 下記のプロセスを進めていくにあたっては、以下の1)、2)について、年内を目途に、関係者が協力して作業を進めていくことが期待される。
 - 1) ARIBにおいて、新方式に関する標準規格を、本中間答申が提言する前提に沿って見直すとともに、Dpalにおいて、見直された技術方式に沿った運用規定の策定を図る。
 - 2) 上記技術方式・運用規定に併せて、放送事業者等関係者において、
 - a) 本中間答申及び当該規格・規定等を踏まえた契約条件を策定。
 - b) これらの技術方式・運用規定及び契約条件の下における、受信機の製造・販売の可能性等について、受信機メーカー等に対して意見を求める。
 - c) その結果を踏まえた上で、「ライセンス発行・管理機関」の設置に取り組むこととする。
- ⑤ 「ライセンス発行・管理機関」に係る関係者は、設置後可能な限り速やかに、当該機関の業務開始の実現に向けて取り組む。
- ⑥ 以上のような作業を進めていくにあたっては、放送設備の改修に係るコストや時間など、様々な検討課題が存在。当審議会としては、上記の作業の進捗状況、こうした課題の内容等必要に応じて関係者に説明を求め、作業の加速・推進策や、課題解決のための方策について、視聴者等関係者の意見を求める機会を十分に確保しつつ、所要の審議を行っていく。


```

    graph LR
      A[技術方式・運用規定の策定] --> B[ライセンス発行・管理機関の設置に関する準備]
      B --> C[ライセンス発行・管理機関の設置]
      C --> D[放送局送信設備の改修]
      C --> E[受信機の開発、製造]
      D --> F[運用開始]
      E --> F
      F --> G[放送開始・受信機販売開始]
  
```